

令和3年

# 行財政改革特別委員会会議録

とき 令和3年8月19日

品川区議会

令和3年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 令和3年8月19日(木) 午後1時00分～午後2時27分  
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 つる 伸一郎 君 副委員長 のだて 稔 史 君  
委員 石田 秀男 君 委員 芹澤 裕次郎 君  
委員 西村 直子 君 委員 塚本 よしひろ 君  
委員 あくつ 広王 君 委員 渡部 茂 君  
委員 高橋 伸明 君 委員 せお 麻里 君  
委員 須貝 行宏 君 委員 大倉 たかひろ 君

欠席委員 委員 石田 ちひろ 君

出席説明員 和 氣 副 区 長 堀 越 企 画 部 長  
黒田 計画推進担当部長 佐藤 企画調整課長  
(財政課長事務取扱)  
榎本 総務部長 古 卷 総 務 課 長  
東野 経 理 課 長

○午後1時00分開会

**○つる委員長**

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

今回から渡部茂委員が新たに行財政改革特別委員としてご参加いただくことになりましたので、よろしくお願いたします。

なお、議題に関連して、和氣副区長にご同席いただいております。

また、石田ちひろ委員および庁舎計画担当課長から欠席とのご報告を受けておりますので、ご案内いたします。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、予定表の順序の変更や会議途中での理事者の退室も、適宜行いながら進めてまいりますので、ご了承ください。

前日も申し上げましたが、ただいまご案内しましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応の下での委員会であり、また、本日は緊急事態宣言の発令中であります。各委員におかれましては、会議時間が長時間とならないよう、重複を避ける、事柄を絞り簡潔に行う、前置きを省くなど、簡潔かつ効率的な質疑にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

理事者の皆様におかれましても、委員会運営の効率化へのご協力を改めてよろしくお願いたします。

---

**2 請願・陳情審査**

令和3年陳情第38号 新庁舎整備基本構想に福祉施設の整備を含めるよう品川区に求める陳情

**○つる委員長**

それでは、会議の運営上、予定表の順序を入れ替えまして、初めに、予定表2、請願・陳情審査を行います。

令和3年陳情第38号、新庁舎整備基本構想に福祉施設の整備を含めるよう品川区に求める陳情について、議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

**○つる委員長**

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○東野経理課長**

それでは、私から説明させていただきます。本件に関する資料ですが、特にご用意しておりませんので、口頭で説明をさせていただきます。

現在、検討を進めております新庁舎整備基本構想におきましては、新庁舎整備に関しての基本的な考え方や進め方などを検討しているものでございます。検討内容の中には、目指す庁舎像の一つとして、国籍、性別、年齢、障害の有無に関わらず、誰にでも優しく使いやすい庁舎を挙げてございます。

具体的には、建物の共通機能として、全ての来庁者が不自由なく利用できるよう、ハード面、ソフト面におきまして、ユニバーサルデザインに配慮した計画とするものでございます。

現在、有しております行政機能、防災機能、議会機能などとともに、福祉的な視点を併せ持った新庁舎の整備に向けて、基本構想案の検討を鋭意進めているところでございます。

ただいま申し上げましたように、本基本構想は新庁舎としての施設に関わるものでございまして、計画敷地内または現庁舎跡地等への福祉施設の整備を含めて検討するものではございませんので、ご承知おきいただければと存じます。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○須貝委員

今の品川区に求める陳情ですが、やはり新庁舎、庁舎ですから、品川区の中核にあって、それぞれの所管、それぞれの区民生活を主体として全体を見る、また、管理する、それで、事業を行う主たるものです。その中に福祉施設の整備をというお話ですが、私はそれはまた違うのかと思います。確かに福祉施設はまだまだ足りないし、まだまだ必要だと思いますが、やはり新庁舎の新設と福祉施設の整備とは別物だと思います。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○のだて副委員長

陳情にもあるとおり、品川区の障害者福祉のレベルは23区で最低ということと、福祉施設が足りないということが実態だと思います。第2回定例会の一般質問でも紹介しましたがけれども、区内の特養ホームの待機者は450人を超えておりますし、老健施設と合わせた整備率は23区中23位、認可保育園の今年4月の不承諾数は約1,000人、知的障害者のグループホームも、整備率は22位という状況です。

特に障害者施設の土地購入への補助金というのは、今はないというのが現状だと思います。だからこそ区の土地に障害者施設を整備するということが有効だと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○東野経理課長

実態につきましては、他の委員会などでもそういうお話が出ているということは聞いているところでございます。

ただ、基本構想につきましては、先ほども申し上げましたとおり、庁舎そのものについての考え方をまとめるという方向で検討しておりますので、構想の中に入れるということは、今のところ考えているものではございません。

#### ○のだて副委員長

この構想というのが、庁舎そのものの検討だということですが、庁舎の中に福祉施設があったほうがいいと思いますし、第二庁舎のところを今残すということで、その行政機能も一か所に集めるという区の考えですから、そこは空くわけです。そういったところで福祉施設を造っていくということを位置づけなければ福祉施設を造るということにはならないと思いますので、そういったことが必要だと私は思います。

今回、陳情にもありますが、適した土地がないということで整備が進んでいないと。それを理由に整備が進んでいないということですから、この庁舎建替えに際して、障害者施設含め、福祉施設整備を位

置くべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

#### ○東野経理課長

まず、今検討しております新庁舎につきましては、行政機能を一つの建物に集約しようという考え方で進めているところでございます。今、委員からご指摘がありました第二庁舎の件につきましては、第二庁舎についてはまだ年数が経っていないという状況もございますので、そこについては残しながら、行政機能をどう集約していくかという部分について検討しているところでございます。

福祉施設が庁舎の中にあっただほうがいいというお話もございましたが、先ほどもお話ししましたとおり、新庁舎につきましては、福祉的な視点を持った庁舎ということも目指しておりますので、そういうご理解をいただければと思います。

#### ○のだて副委員長

庁舎の福祉的な視点というのは、どういうことでしょうか。障害者施設など、そういったものが入るといふことなのでしょうか。

#### ○東野経理課長

先ほども述べさせていただきましたユニバーサルデザインというところを重視しまして、例えば、段差のない出入口、また、使いやすいエレベーター、安全性を配慮したトイレ、そういったものを整備していくというところで考えているところでございます。

また、ソフト的に、多言語対応のデジタルサイネージとか、そういったところも含めて、全ての人が使いやすい庁舎というものを考えている、福祉的な視点を持って考えていきたいというものでございます。

#### ○のだて副委員長

全ての人が使いやすいということは、庁舎はやはりいろいろな方がいますので、それはある意味、当然のことだと思います。今回求められているのは、福祉施設の整備をしてほしいということですから、ぜひ私はそういったことで検討もしていただきたいし、整備していただきたいと思います。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和3年陳情第38号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

#### ○石田（秀）委員

本日結論を出すをお願いしたいと思います。不採択をお願いします。

理由は、先ほど来いろいろお話が出ておりますけれども、新庁舎は、やはり行政機能、また、議会機能も入るわけでありまして、その中で福祉施設を一緒にという形はまた別の話だと私どもは思っております、この陳情については不採択をお願いします。

#### ○塚本委員

本日結論を出すということで、結論は不採択であります。

理由としては、庁舎は品川区民の方々の関心が高くて、様々な立場の方、考えの方がご意見、ご要望をお持ちであるという前提の中で、この委員会において、そういった個別の個々の要望、意見という

ものを上げていくということは、そもそもそぐわない、不適切なものになるのではないかという考えがございますので、当陳情については不採択ということでお願いしたいと思っております。

#### ○高橋（伸）委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

理由を述べます。やはり新庁舎、これは行政機能の集約、議会機能の集約ということで、この陳情にある障害者施設、これはまた別のところで検討していただいて、今回の陳情は不採択ということでよろしく申し上げます。

#### ○のだて副委員長

本日結論を出すということで、採択を主張します。

陳情者が言うように、障害者施設が足りないのは確かなことでありますので、この区の土地に障害者施設を含め福祉施設を整備することは有効だと考えますので、採択です。

#### ○須貝委員

私も先ほど申し上げましたとおり、新庁舎整備基本構想で、今日まで新庁舎の在り方を検討して、今も継続しているわけです。これはあくまで新庁舎は新庁舎。品川区の機能集約ということもありますが、やはりそれはそれでできっちり私は進めていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、確かに福祉施設はまだまだ足りません。需要は多いと思います。それはまた所管の委員会ですっかり議論して、そして、もし土地とか、そういう場所が見つかれば、またそれはそれで検討して考えていくというのが本来の筋道だと思います。

本日の陳情に関しては結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

#### ○大倉委員

本日結論を出すということで、態度については不採択で申し上げます。

理由としては、皆様もおっしゃっておりますが、私のほうにも、新庁舎、地域の方たちにも、区民の方たちにも非常に関心の高いところで様々ご意見をいただきます。そういったご意見も含めて検討会のほうでもお話が進んでいることと思います。しっかりと効率的、効果的な庁舎を造るところで議論がされているところで、しっかりとその議論の中にこういったことも、課長のお話の中でも、福祉の視点やユニバーサルデザインなど、そういった視点も含めて行っているということでもあります。その場でしっかりと議論していただくことが重要かと思っております。

福祉施設の整備については、確かにまだまだこれから進めていっていただくことは大事ですが、これはこれとして、また所管等でしっかりと議論しながら、各委員会等でも議論しながら進めていくべきものと考えますので、不採択でお願いいたします。

#### ○つる委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第38号、新庁舎整備基本構想に福祉施設の整備を含めるよう品川区に求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

### ○つる委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了します。

和氣副区長はご退席いただきまして結構です。ありがとうございました。

---

### 1 特定事件調査

財源確保に関すること

### ○つる委員長

それでは、次に、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

本日は、財源確保に関することについて取り上げます。

区の歳入に大きく影響を与える都区財政調整やふるさと納税等の税財政制度の現状と課題を認識・整理し、コロナ禍による減収が見込まれる中での財源確保策について研究してまいりたいと考えております。

まず、理事者よりご説明をいただき、その後、委員の皆様にはご意見、ご提案等をいただいて、活発な議論をしていければと考えております。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

### ○黒田財政課長

それでは、私から、特定事件調査であります財源確保に関することということで、資料のタイトルといたしましては、財源確保の課題についてということでご説明させていただきたいと思っております。

資料の1ページをご覧ください。

区民サービスの向上と安定的な提供のためには、確固たる財政基盤の確立が不可欠であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、社会経済状況の変化、とりわけ営業自粛等による経済活動の縮小は、雇用情勢、企業業績に大きく影響があるものでございます。また、これまでの税制度の改正で、都市部の税源が縮減されておりました、今後の財源確保については厳しい状況にあると認識してございます。

それらの財源確保の課題につきましては、大きく3つのカテゴリに分けてご説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、項番1、特別区民税についてでございます。特別区民税は、一般財源の基幹税目でございます、歳入に占める割合は約25%、4分の1でございます。区の財政基盤の根幹をなすものでございます。

課題と論点でございますが、①景気・雇用情勢による個人所得の動向でございます。特別区民税、いわゆる個人住民税でございますが、前年の個人の所得に対して課税する税目でございます。内閣府による発表では、令和2年度のGDP、国内総生産は前年度に比べてマイナス4.6%減少したということございまして、今週の8月16日に発表されました本年4月から6月のGDPの速報値では、前の四半期と比較いたしまして0.3%の増、この成長が1年続いた場合の年率換算で1.3%の増ということ

でしたが、現在、緊急事態宣言が発令されておりまして、新型コロナウイルスの感染拡大の影響がこの後どの程度影響するかというところで、7月以降の景況については、現在ではなかなか見通しが難しい状況にあると認識しているところでございます。

当然ではございますが、景気の動向によって企業の業績に大きな影響が出ますため、雇用状況でありますとか、失業、ボーナスなどの給与水準など、給与所得者、いわゆるサラリーマン等につきましては、そういった経済状況と企業業績が大きく所得動向に影響するということでございます。また、個人事業主におかれましては、景気動向は、いわゆる業績などに直接的に影響があるということでございます。

令和3年分、本年の所得が減少いたしますと、今年度の収納額に直接的に影響がございまして、また、来年度、令和4年度の特別区民税の課税対象となりますため、来年度の歳入予算であります特別区民税の課税額にも大きな影響を与えるというところがございます。

次に②納税義務者の動向でございます。住民税は1月1日の賦課期日に居住している自治体で課税されますので、人口動向が納税義務者数に大きく影響いたします。品川区の人口につきましては、これまで増加傾向にございましたが、昨年の令和2年8月をピークにやや減少しているという状況でございます。

これまで職場と住宅が近接している職住近接の利便性の高さが居住地の魅力の一つとしてありましたが、現在、この減少傾向の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染状況による、いわゆる東京離れによるものなのか、テレワークなど在宅勤務を実施する事業所などの拡大の中で、今の就業環境で、出勤しなくてもいいような状況によるものなのか、また、買物等でも、デリバリーと申しますか、配達利用が増加しているというような報道等もございますので、そういった意味で、居住状況にそういった社会の環境の変化というのが影響しているかというところはまだ分析できているところではございませんが、今後、人口動向に注視していく必要があると考えてございます。

次に、③ふるさと納税の影響でございます。住民税は「地域社会としての会費」という性格がございまして、ふるさと納税制度は、寄附した金額の一定の上限額まで控除されるという制度でございますので、結果的に寄附先の自治体に居住地の税が移転するというような税制度となっております。平成27年度の税制改正によりまして、控除額の上限が住民税所得割額の2割まで拡大されたということで、それまで1割でございましたので、約2倍に拡大されたということでございますが、制度上は、控除基本分と合わせまして、2割を超える税収が寄附先に移転することになります。言い換えますと、品川区に納税される住民税が本来の8割弱になってしまうという制度でございます。

また、所得税の確定申告が不要となる「ワンストップ特例制度」を寄附した方が利用いたしますと、本来は国税である所得税から還付すべき金額についても、居住地の住民税から控除することとなりまして、国税を地方税から返すというような制度になってしまうということでございます。また、この所得税の還付相当の減額分については、国から補填がございませんので、減収額がさらに大きくなるという制度上のところがございます。

現在、品川区における区民税に占める影響額は、令和2年度までの実績を見ますと、大体5%程度でございますが、今後寄附される納税義務者の方が増加したり、上限額まで寄附されるということがありますと、さらに減収の影響額が拡大していくということが想定されます。

先ほども申し上げたとおり、住民税は「地域社会としての会費」というところがございまして、地方自治の本旨に沿った税制となるよう国に求めていくというところは、特別区長会を通じて行っている



ところでございます。

2ページをご覧ください。項番2、都区間の財源配分についてでございます。

課題、論点の①都区財政調整交付金の算定のあり方でございます。都区間の財政調整につきましては、平成12年の地方自治法改正によりまして、特別区は基礎的な地方公共団体と法律上明記されました。この際に、清掃事業の移管など、都区の役割に応じ事務の移譲などを行いまして、このときに区側の配分割合を、それまでの44%から52%に上げました。その後、都区間での主要5課題の整理、国の三位一体改革に伴う所得税から住民税の税源移譲、いわゆる住民税の税率フラット化などを鑑みまして、平成19年度に区側の配分割合を55%といたしました。その際に、当面の間は、大きな制度改革や都区の役割分担の変更がない限り、この配分割合を基に都区双方が責任を持って財政運営を行うということが都区の中で確認されたというところでございます。

その後、令和2年度以降、特別区において児童相談所を順次開設することとなりまして、配分割合を暫定的に0.1%変更いたしまして、55.1%としまして、令和4年度に改めて協議を行うということになってございます。こちらにつきましては、需要額の算定にあたっては、算定される項目や算定単価などが特別区の実態に見合ったものとなるよう、算定のあり方などを検討する必要があります。

次に、②都市計画交付金のあり方でございます。都市計画交付金は、本来的には市町村の税目であります。特別区の区域内では、都が固定資産税と併せて賦課・徴収を行っておりまして、事業を選定しまして、都市計画交付金として区側に交付しているというような制度となっております。

2ページの図を見ていただきまして、都と区が行っている都市計画事業の割合はおおむね7対3となっております。都が区側に交付している都市計画交付金は、平年度ベースで約8%程度ということでございまして、区側の行っている事業の実施の実態に見合っていないという現状がございます。

本来は市町村税でありますので、該当する事業には全額充当できる税目ではありますが、都市計画交付金は、都のほうで交付対象事業や面積要件、限定基準、交付率の上限を定めておりまして、本来、基礎自治体が行う都市計画事業に充てられる原資であるにもかかわらず、使えるところが限られているというところがございます。こちらのほうは抜本的な見直しが必要であると考えているところでございます。

3ページをご覧ください。項番3、不合理な税制度の是正についてでございます。

課題、論点の①でございます。いわゆる東京富裕論による税源の偏在を是正するという趣旨で、これまで法人に対する地方税について、何度かの税制改正が行われてきたところでございます。

まず、平成20年度の税制改正によりまして、消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの暫定的な措置として、都道府県税である法人事業税の一部を分離しまして、地方法人特別税が導入されました。これは、図でいきますところの、消費税率8%段階の上の法人事業税の下の点線書きの「(国税)地方法人特別税」というのが、これが平成20年度の税制改正によって国税とされたものでございます。

その後の平成26年度税制改正で、消費税率8%段階において、法人住民税の法人税割の一部、都道府県分1.8%、区市町村分2.6%について、こちらも地方交付税の原資とするため、国税化されております。

平成28年度の税制改正によりまして、消費税率10%の段階で、さらに法人住民税の法人税割の都道府県分1.2%、区市町村分1.7%を国税化、この制度改革と合わせまして、地方法人特別税・譲与税を廃止いたしました。法人住民税の法人税割の都道府県分1.0%、区市町村分2.0%を国税化しま

して、このときに廃止したのですが、一部、減収の同額を補填する目的で、特別法人事業税・譲与税を導入するという制度改正も行われております。こちらにつきましては、右側の令和元年10月段階の③の「〔28税改〕」とありますが、これが平成28年度税制改正で、地方法人特別税・譲与税の廃止に伴う交付税原資化ということで、ここの部分が地方交付税の原資となっております。この減収の一部を補填する目的で、上にごございます法人事業税から一部を切り出して交付金とするという制度改正が行われておりますが、全体的には税率が圧縮されて、国税化が進んでいるというような状況がございます。

いずれにつきましても、税制改正でございますので、全ての都道府県、区市町村が一部国税化の影響を受けるというものでありますが、目的は地方交付税の原資とするというものでございますので、財源不足については、地方交付税で再配分されるという仕組みの原資として使われるということでございます。

特別区は、地方交付税については都と一体で算定されておまして、不交付団体となっておりますので、結果的に法人住民税の一部国税化の制度改正は、都市部、とりわけ東京都と特別区について、大幅な税源の減となっている制度改正でございます。

令和3年度の都区財政調整の当初算定では、法人住民税の一部国税化の影響に加えまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による企業収益への影響も見込んで、法人住民税については、令和2年度に比べて1,037億円の減を算定しておまして、財調交付金についても、区側の交付額について、前年度と比べまして340億円の減という算定になってございます。特別区の財源に大きな影響を与えているというところでございます。

品川区の令和3年度の当初算定では、普通交付金については、前年度と比べまして約9億円の減ということになってございます。地方税財源総体を拡充して、自治体が責任を持って役割を果たすことができる税制度となるよう、こちらのほうも特別区長会等を通じて国に求めていくというところでございます。

以上、雑駁ではございますが、財源確保の課題について、大きく3つの項目から課題、論点を挙げさせていただきます。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑、ご意見、ご提案等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（秀）委員

何点か質問をさせていただきます。財源確保の課題についてということで、確固たる財政基盤の確立が不可欠、これはまさにこのとおりであります。これがなければ区民サービスの向上、これが安定的に行えないということはそのとおりでありまして、今日ここで調査することが非常に大切なことだと思っております。

その中で、最初のところでお伺いをしたいのは、これまで品川区も様々、スタートといえば、再開発もあったり、区民住宅を高橋区長の頃から積極的に建設をしてきたというようなこともあったり、そう考えていくと、これまで区民税は増えてきている部分があって、今度、コロナ禍においても、私はそんなに減っていないと思うのだけれども、その現実的な実績的なもので、今年は多分減っていないと思う。来年以降、見込みが非常に厳しいということもあるのかもしれないけれども、私は今まで品川区の政策はよくやってきたということもあるので、そんなに減らないような気がするのです。そこら辺の見通しをまず教えていただきたいと思っています。

それから、先ほどテレワークの話が少しあって、職住近接でもいいのだけれども、そのところの話があって、人口も今減少をしたという話なのだけれども、これもそんなに劇的に減っていくとは思えないのです。こちら辺の見込みも教えてもらえればありがたいと思っています。

それから、ふるさと納税は対策があまりないので、何かやろうといっても、違った方面がいいような気がしてならないので、それは置いておきます。

それで、財調なのだけれども、児童相談所の話なのだけれども、財調自身も、これは何度も言っているのだけれども、本来であれば、見込み金額を出して、それで財調算定をして、それでやっていくということが、これは都区の話し合いの中で0.1%見込みで実績見合いにしようなどということになってしまったので、令和4年度からやるというのだけれども、その実績というのが多分令和4年度も非常に出てこない。私の感覚だと、7区とか9区ぐらいなのか、それぐらいの実績がある程度出てくるとなると、令和6年ぐらいになるのではないのかと思うのだけれども、財調協議をするこちら辺のところの感覚。例えば、建設費は置いておいたとしても、ランニングコストを考えたときに、どれぐらいと見込んでいるのか。一概に例えば、1%なのか2%なのか。この部分の、区は必ず2%ぐらいは最低でも取ってくるのだという感覚はどこにあるのか。そこがないと交渉もできないではないですか。こちら辺のところの財調に対する、特に児童相談所に対する感覚、これはやはりもっと言ったほうが良いような気がしてならないのです。そこら辺を教えていただきたいと思います。

それから、都市計画交付金は、これは何度も言っているのですが、200億円を800億円にするというのは、これは我々議会からも何度も言うけれども、ぜひ特別区長会で言うのか、担当課長会で言うのかはあれだけれども、これは常に言い続けていただきたいし、我々も常に言い続けていこうかと思っています。

それから、ここの中でやるのであれば、事業所税。これ、私の感覚で、数字ははっきり覚えていないのだけれども、1,000億円とか1,200億円ぐらいあるはずなのです。これも本来は市町村民税なわけだから、ここについて、やはりこれも財調の一つに入れるほうが良いのだろう。1,000億円ぐらいのものをに入れていくということをしていくべきだと思っている。これも我々議会からも言うべきだろうと思っているけれども、これも言うていかななくてはならないのかと思っているので、これの取扱いをどう考えているのかと思っています。

国税化の問題は、大変これは大問題であって、ふるさと納税のこういうこともありながら、国税化も起きるということは、これは非常に大きな話なので、これも我々からも訴えていくということなのだけれども、簡単に言うと、東京の国会議員があまりに弱いのだろうと思っているけれども、これはぜひ言っていきたいと思っています。

それから、ここでいいのか、ここに書いていないことを幾つか。財源確保でよく議論があるのは、行政側で動くのに、私は、今言ったように、ふるさと納税とか減ることばかりもあるのだけれども、そうではなくて、一回どこかでやはり上げられるもの、努力して上げていこうという項目出しは別にしたいと思う。例えば、いろいろ今、クラウドファンディングとはまた違った感じで、指定寄附みたいなものは、年間いろいろあると思うのだけれども、こういう指定寄附をしていただけるような環境づくりみたいなものをもっともっとつくっていくということ。

それから、これは減らない、お金を使わない部分の話だけれども、結局、財源になるというのであれば、CSRもあるけれども、企業などの社会貢献事業を行政とタイアップしてやってもらう。これは財源を使わないという意味で財源確保につながるという意味もあるわけで、そこら辺の社会貢献としてこ

れだけ企業にいろいろご協力をいただくというのも一つの財源確保案だと思うのです。

それから、これはいつも出ていてなかなかできないのだけれども、ネーミングライツというのも今あまり少なくなってきたけれども、そのようにある程度やれるもの、私も幾つも出てこないのだけれども、やはりこういう財源確保につながる項目出しというのも、ぜひ何かあったら教えていただきたいと思えます。

多岐にわたったのですが、よろしく申し上げます。

#### ○黒田財政課長

それでは、まず、区民税の見通しをどう考えているかというご指摘でございますが、令和2年度の決算につきましては、これから決算特別委員会で詳細に審査いただくこととなりますが、現在、手元の数字では、納税義務者は令和元年度に増えておりますので、特別区民税としては増という状況でございます。

令和3年度につきましても、令和2年1月1日現在より、賦課期日で人口が多いということもございますので、一定程度、課税額の詳細については最後の調定額がどうなるかというところがありますが、それほど令和3年度までは大きく課税額については減らないのではないかと考えております。先ほど申し上げたとおり、景気が悪くなりまして、住民税が納入できないという状況になりますと、結果として歳入が減るといような要素はありますが、こちらのほうも、先ほど申し上げたとおり、今のところ、6月期まではGDPもそれほど落ち込んでいないという中では、今後、これから感染対策をどのように取って、景気がどのように回復するかという影響が大きいのかと考えているところでございます。

一方で、令和4年度の課税額がどうなるかというところにつきましては、先ほど申し上げたとおり、やや人口が減っている、大きく減っているわけではありませんが、令和3年1月1日現在のいわゆる住基人口は40万6,404人でありましたが、今月の8月1日の人口が40万5,027人ということで、1,300人少し人口が減っているという状況がございます。これがそのまま減り続けるのかどうかというところは分かりませんが、ただ、人数はそれほどまだ大きくはありませんので、大きく課税額に影響するということではないと思えますが、こういった状況も納税義務者の数にかなり影響してきますので、この減少がトレンドなのか、一時の減少であるかというところについては、着目していく必要があると考えているところでございます。

2点目、テレワークがそんなに影響しているかというところにつきましては、今申し上げたとおり、人口の減少が今、微減というところでございますが、生産年齢人口のほうも、約1,000人程度、1月1日現在と8月1日を比べると少し減っているという中では、やや働く年代の方が少し減っているという状況が、これは何が原因なのかというところについては分析していく必要があると考えておりますので、ただ、いわゆる報道等を見ますと、テレワークが進むと、どうしても仕事をするための部屋が欲しい。もう1部屋仕事部屋が欲しいとなりますと、なかなか家賃との兼ね合いで、少し離れているところ、大きく遠くに地方にということではないと思えますが、そういうようなところも不動産業界のほうではあるということも報道等で見聞きしておりますので、こういったところについても少し注目していきたいと考えてございます。

次に、財調の件では、特に児童相談所のところでございますが、一応、令和2年度に、暫定的ですが、0.1%、配分を変えて、この0.1%、いわゆる普通交付金の部分については、開設している3区の部分に態容補正ということで、いわゆる上乘せで算定すると。特別交付金に当たる部分、5%部分について、開設準備費として、準備しているところに、建設費の一部でありますとか人件費、開設前の12か

月分を算定するといったようなところが図られているところをごさいます、東京都の主張としては、算定するにあたって、どのぐらい経費がかかっているかというところが見えてこない、算定のしようがないという主張もありまして、令和3年度は大体1年間の運営経費というところが見えてくる中で、令和4年度に協議をするというところで、現在、都区の合意となっているところをごさいます。

ご指摘がございました、ランニングコストはどのぐらいになるかというところも、いわゆる虐待通報件数等が増えますと、人口割の部分に加えまして、児童福祉司の配置人数が変わってくるということになりますと、人件費のランニングコストも変わってまいりますし、児童相談所の保護する人数でありますとか、こちらのほうで詳細はつかんでおりませんが、児童相談所事務というのが東京都から来る中で、児童相談所本体以外の所管で取り扱わなければいけない事務というところどの程度ランニングコストがかかるかというところも、令和3年度の先行区の実情を見ながら、品川区ではどのぐらいになるかというところも見込んでいく必要があると考えているところをごさいます。

次に、都市計画交付金をごさいます、こちらは東京都のほう要件を握っているという現状がごさいますので、これは特別区長会のほうでも毎年の財調協議の大きなテーマとして掲げておりますので、本来、市町村税目であるというところを粘り強く東京都と、これからも力強く交渉していくべきものと考えてごさいます。

あと、事業所税でございまして、こちら本来市町村税というご指摘がございまして、一応、特別区がある区域内では東京都が賦課・徴収するというと、税制上は都税という形になりまして、財調財源につきましましては、地方自治法の規定で、いわゆる調整3税と、今回については一部財源移譲された項目について調整税とするというような法律の規定もごさいますので、ここについては、財調問題の検討の中で、法改正についても国に国税化と併せて求めていく必要があると考えてございまして、なかなか法定項目でございまして、そこが突破できないと前に進めないという状況もごさいます。

法人住民税の国税化も、そういった意味では、基本的には全自治体が一律同じ税制度を適用されるということをごさいます、構成上、東京都と特別区がかなり大きな影響を受けると。一方で、地方のほうは地方交付税の原資として再配分されるということになりますので、地方側には法改正を求めるインセンティブがございませぬので、そういった意味では、こちら東京都と特別区のほうで力強く発信していく必要があると考えてございまして。

あと、指定寄附をしてもらえる環境づくりというところにつきましても、これは区の政策でありますとか、そういったところをPRしていくというところが必要かと考えてございまして、社会貢献事業を企業のCSR活動とタイアップしていただくよう、今、総務課のほうでCSR協議会等も取り組んでおりますので、こういったところから何かできればと考えてございまして。

ネーミングライツなどのほかにも、何か財源確保できるものということで、制度的には課税自主権というところで、いわゆる法定外税の課税でありますとか、様々手法はあるのですけれども、これらも課題が大きくありまして、なかなか財源の調達手法としては定着していないところもありますので、一時収入があるだけでは、安定的な財政基盤の確立にはなりませんので、継続的に確固たる基盤を確立するためにどうしていくべきかというところについては、歳入確保は地道に行いまして、執行のほうも工夫をして行っていくというところが必要と考えてございまして、財政運営に取り組んでまいりたいと考えてございまして。

#### ○石田（秀）委員

様々ありがとうございます。

まず、区民税のお話で、財源の中で25%ぐらいあるわけだから、非常に大切に、先ほど言ったように、高橋区長の頃からの政策もあるし、再開発をしてきて、私は再開発はきちんと場所を決めていって、何が何でも再開発を行うというつもりはないのだけれども、やはりここは再開発が可能な地域、それはある程度、今いろいろなところで計画もあるのだけれども、それはそれで私は非常にいいことだと思っています。

それがやはり再開発をして住宅棟も結構建ってきているわけだから、そこで住宅を購入されて品川区に住んでいただける方、その方々はそれなりのローンが通る収入がなければ購入できないわけだから、その方々が品川区の住人になるということは、それは区民税含めて、人口が多少減ってきたとしても、それはそこで補填ができる。そこは財源確保の一つの大きな基盤の部分でもあると私は思っているのです、それは税というのは相互扶助であって、先ほどの福祉施設の問題もあるけれども、それはそういうものも整備していくには、そこの財源基盤が必要だと私は思っているのです、これはやはりそこら辺の政策的なことともどうやって寄与していると区は考えていらっしゃるのか、聞いておきます。

それから、児童相談所の件なのだけれども、0.1%は結構で、それは手当てをしてくれたのは構わないけれども、先進3区のランニングが確定してくるとこのだけれども、私の聞いている範囲では、今、多分、各区は持ち出ししていると思うのです。間違っていたら教えてください。3区はみんな持ち出しだけれども、これをどこで、先ほど言ったように、児童福祉司とかそういうものも含めて、これ、平均値が取れるのが3区でいいのかというのものもあるわけだから、その部分で、区のほうはそれはある程度多めに見込むしかないと思うのです。

ここは協議になるのだろうけれども、都は必ず少なめに見積もるわけだから、やはりこの見込みは、先進3区だけではなくても、品川区も今までの実績というか、児童相談所は品川にもあるわけだから、そういう実績等も踏まえた金額の算定をしっかりと行っておくべきだと思うのです。ここはもう一度そこら辺のところの、足りない、では、どのようにしていく、担当課長会でもいいのだけれども、何%を設定して、それをこれで交渉材料にしていくということは、私はつくっておくべきだろうと思っています。そこら辺はもう少し突っ込んで教えてもらいたいと思います。

それから、事業所税、先ほども言ったように、我々も言っていくこのだけれども、これは本当に法改正も必要なけれど、これ、結構大きいのです。調整3税はいいのだけれども、3税が法改正すれば別に増えていっても構わないわけだから、あまりそこにこだわるつもりもないのだけれども、そこは我々もやっていきますし、ぜひ皆さんもそこは強く言っていってほしいと思います。

それから、先ほどあったけれども、ほかには地方交付税が出ているわけですね。我々は不交付団体なのだから、やはり不交付団体で、なおかつそれで法人事業所税とかを国税化していくというのは、どう考えても、これは特別区長会でも言っていることだけれども、我々の特別区としては理解しがたい話なので、それなりに見合ったものを、我々が不交付団体でもいいけれども、そこで何かやってきたものを、なおかつ国税化で、持っていかれてしまうという言い方がいいのか問題だけれども、その金額を国という形になっているので、これも言っていくしかないことなので、我々も言っていきたいと思っておりますが、やはりここはもう少しやっていければと我々も思っています。

それから、先ほど言ったように、やはり恒久的に税源を積み重ねていくということはもちろん必要なのだけれども、短期だとしても、そういう制度を使いやすいようにしていく。ネーミングライツも期限もあるし、例えば、指定寄附も1回ということもあったり、社会貢献もどれだけ続けてもらえるのかということもあるわけだけれども、やはりこれは一回どこかで私はしっかり項目出しをしていくべきだと

思っているのですが、ぜひそこら辺はよろしくお願いします。

答弁は、最初の、再開発含めてどういう政策でよかったかと、あとは、児童相談所の件は答弁が欲しいです。よろしくお願いします。

#### ○黒田財政課長

まず1点目の、いわゆる住宅等を整備、再開発でありますとか、区民住宅等を整備してきたというところがあります。そちらは、ご指摘のとおり、一定所得がありませんと、当然、家賃を支払ったりというところができないという意味では、かなり担税力のある方が転入してきているだろうというところがありまして、例えば、港区は不交付団体であります。やはり東京都の市町村税課税状況等の調の資料によりますと、課税標準額、いわゆるいろいろな控除を引いた後の税がかかる所得の700万円以上の住民の割合が24.0%ということで、かなり高いというところがございますので、結果的にそういうところも税収にかなり影響して、港区においては財調の不交付になっているというところがありますから、そういったご指摘のところは、住宅が増えてくれば、そういった税源としての効果もあると認識しているところでございます。

2点目の児童相談所の件につきましては、こちらは当然、区のほうで児童相談所を開設すれば、いわゆる都の児童相談所の担当部分はなくなるわけですから、そういった意味では、東京都が執行する額も当然に減るわけでございますので、そこではその部分が、東京都には東京都の残った事務があるということではなくて、それは区がやっているのだから、当然、区に財源を移譲すべきだという交渉はしていく必要があると考えてございます。

ただ、区のほうも、児童相談所の形態が、例えば一時保護所等が併設されているような建物もあれば、別に行うということも様々聞いておりますので、そういった中で算定を財調としてどのようにするかということについては、今後検討が必要と考えてございます。

持ち出しではないのかということについては、詳細な決算を確認しているわけではないのですが、ご指摘のとおり、0.1%で賄えているというところではございませんし、品川区におきましても、児童相談所の開設準備のために一定程度職員も採用してきている中では、その部分は財調上の算定はございませんので、そういった意味では持ち出ししているという状況でございますので、今後、令和4年度に改めて協議するというところでございますので、その中で様々、こちらも論拠を持って東京都と交渉していく必要があると考えているところでございます。

事業所税につきましては、こちら、どうしても現状では法改正が必要でございますので、こちらのほうも、国税化の税率のところも含めて強く、区のほうでは特別区長会のほうでも国に求めていくとしておりますので、今後も引き続き取り組んでいく必要があると考えてございます。

地方交付税につきましては、もともとの地方交付税制度も、所得税でありますとか、法人税でありますとか、酒税の一定程度の率を地方交付税の原資としておりますので、当然、その部分には東京都で納税されている方の原資も含まれていて、さらに国税化で賦課されているという中では、特別区においては、それはどうなのかという課題意識は非常に持っておりますけれども、こちらのほうも、冒頭申し上げた、これだけ国税化をしても、まだ東京都の都区を通じて財源不足にならない、不交付にならないという意味では、お金を持っているではないかというような論調にもなりがちなのですが、特別区長会のほうでも、決してそうではないと。東京については東京なりの課題があつて、需要が存在するというところを主張しておりますので、ここも併せて引き続き法改正を求めていくという主張が必要であろうと考えてございます。

短期的な収入というところがございますが、ネーミングライツにつきましては、適したところがあれば、例えば施設であれば、その施設の運営費の一部が通年的に財源として組めるということもございますので、こういったものにつきましても、どのようなことができるかということも、引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

#### ○石田（秀）委員

これで最後にしますが、先ほどふるさと納税のところは後でと話を切っていたのだけれども、これ、私もあまりいい案を持っていないのだけれども、これこそ、職員の皆さんもいろいろ考えても、なかなかどうしようかと、いい案が出てこないのであれば、いろいろな人の考えを募集するというか、公募するとか。例えば、職員の方々もよく知っているのであれば、若い人たちからいろいろ案を出してもらったりして、そこでそれをいろいろ試しにやってみてしまうとか、何かそういうことをやってもいいような気がするとか、何かそういうことでもしないとなかなか難しいかと思っているのです。この辺のことは、先ほどから言っていた財調も含めて、一般質問でやるつもりでいるので、これでやめておきます。

#### ○黒田財政課長

ふるさと納税につきましては、どうしても寄附される区民の方がどのようにこの制度を捉えているかということもございますし、総務省のほうで指定基準というのを定めまして、地場産品でなければならぬとか、返礼品のコストは3割までという中でいうと、都市部ではなかなか効果的などころもないということもありますので、こちらについては課題として捉えておりますけれども、なかなか区民の方ですと、下限適用額、いわゆる自己負担2,000円で地方を応援したいという善意の気持ちも果たせる制度の中でいうと、こちらはなかなか妙手がないということもございますが、いわゆる自治制度としてどうかという根本的な問題もございますので、こちらも引き続き特別区長会を通じて、「地域社会としての会費」という性格があるではないかということも特別区長会でも主張しておりますので、引き続きこちらのほうも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

#### ○渡部委員

今日からよろしくお願いたします。

今、ふるさと納税の議論があって、議会の中でも当然様々なところでこれを何とかしなければならぬというような話を多分、全員が共通の認識でやっている。行政の方々も、それに対して様々なことをやっていただいているのだけれども、このふるさと納税は、やはりよくよく考えて難しいのは、区民の方がどう捉えるか。多分、区民の方は、このふるさと納税というのを究極の節税対策でやっているはずなのです。だから、それがあがるために意識の変化というのはなかなか難しいのかと。増える一方で、これから決算特別委員会とかも始まるから、その中で様々な議論があるのだと思うのですが、多分、品川区も流出額が三十何億円とかそういう話になっているのでしょね。具体的な数字とかは結構ですが、だから、それを2,000円の負担で、あと、出さなければいけないお金のうちの2割は品物に換えてやろうぐらいの気持ちで、どちらにしてもお金を取られてしまうのだから、品物に換えようぐらいの気でやられてしまっていると、これはどうにもならないわけです。

では、今、石田秀男委員が言っていたように、品川区も何らかの攻撃の手を強めて、フライトシミュレーターとか、たしかニュースになりましたよね。ですから、そのような何かアクティビティのものなのか。石田秀男委員も今少し言っていたけれども、財政課長も言っていたように、結局、地産地消でいくのであれば、品川区は出すものが何もないではないですか。レストランの食事券であったり、お土産



の商品を配ったりぐらいしかできないので、なかなかアイデアは出てこないと思うのです。だけれども、これも究極の考え方です。よその自治体の節税したい人に対して魅力のある商品を品川区が打ち出してもらわざるを得ない。そうやっていかないと、ふるさと納税というのは、これ、制度がある以上は無理ではないですかね。ある程度、みんながこなれてきているわけだから、まだまだこれからやっていく人は増えていくと思うのです。この認識で間違っていないと思うのですけれども、品川区はどのような認識を持って今後やっていこうというような、大枠の考えでいいので、少し聞かせていただければと思います。

#### ○黒田財政課長

ふるさと納税については、先ほど申し上げた、所得割額の控除額の上限が倍になった辺りから、寄附額の件数がかかなり増えてきていると。一方で、その制度を活用してと申しますか、民間事業者のほうも、ふるさと納税ポータルサイトみたいなところを幾つかの会社が立ち上げてきて、住民の方と地方の産品をマッチングするような仕組みもできた中では、委員ご指摘のとおり、制度としてかなり利用されてきているという現状がある中で、なかなか東京の中では、今の総務省の指定基準からすると、こちらのほうも申し上げにくいのですが、なかなか魅力的な返礼品を都市部としては打ち出しづらいというところはありますし、特別区長会のほうでも、「地域社会としての会費」と言う以上は、やはりもともと税源を移転してしまう制度だということと批判すると、それは自分たちに返ってくるということもありますので、言えば言うほどほかからは取りにくくなるというジレンマもあるところでございます。ここはなかなか現状の仕組みの中では難しいところはありますが、先ほどの指定寄附の仕組みを含めまして、区のほうに協力したいというような、それから、返礼品だとか、いわゆるクラウドファンディングのような使い道だとか、様々あると思いますが、そういった形で区の政策を応援していただくと。その中でふるさと納税の税制度も活用できるといったところをPRしていく必要があると思います。

ただ、それだけで現在の減収額が補填できるということでもございませんので、こちらについては、税制度も含めて、様々なところでいろいろなことを考えていかなければいけないと思っているところでございます。

#### ○渡部委員

ありがとうございました。品川区独自でというか、23区全体の課題なのかもしれないのですけれども、考えても、やはりこれは止まっていかないのだと思うのです。ですから、やはりどこかで制度変更というのは、私たちも声を上げ続けなければならないし、守っていかなければならない。もしくは、例えば、ある程度の流出額、パーセンテージで見たらそれは日本全体からしてみると少ないでしょうと言われてしまったらそれまでなのかもしれないです。けれど、額自体は大きいわけだから、あれはたしか地方交付税とかも23区は不交付なのでものね。補填がされないわけだから、例えば、都市部においても、これが23区を外れたところで同じような課題があるところはある程度は補填がされるような仕組みになっているのだから、だとすれば、そこの部分に関しては、せめてそれぐらいは面倒見てよということではないのですけれども、何か方法を考えていかないと、これが当たり前の世界になっていくのがこれから先危惧されるというのは、ふるさと納税について感想を持っていますので、引き続き研究を続けていければと思います。答弁は結構です。

#### ○つる委員長

ほかにごありますか。

よろしいですか。

## ○のだて副委員長

資料の1枚目のところで、特別区民税の課題ということで、景気・雇用情勢による個人所得の動向というのが課題に挙げられておりますが、私はそうは思っておりません。今回、コロナで感じたのですけれども、景気や雇用情勢が上下するからこそ、そうならないように、また、この変化が起こったときに、区民の生活を支えられるように自治体が努力していかなければならないということだと考えています。

また、この雇用情勢の問題は、コロナでも多くの方が解雇、首になるというのが、ほとんどが非正規雇用の方だと思うのです。そういった中で、非正規雇用を拡大してきたということによって雇用情勢が不安定化をしてきたと。そうした状況をつくってきた政治、そして、追隨してきた行政こそ課題だと考えます。これは私の意見ですが、区の考えをお聞きします。

また、資料の、これも1ページのところに、「住民税は、『地域社会としての会費』」と記載をされておりますけれども、住民税を払えない人というのは地域社会の構成員ではないということになってしまっているのかと思ったのです。やはり年金生活の高齢者の方々もいらっしゃいますし、地域で活動していらっしゃいます。会費ということになってしまうと、地域社会に参加できなくなってしまうのか。そうした排除の論理につながるということはあるのではないというのが私の意見です。区はどのように捉えているのか、伺いたいと思います。

あと、資料3ページの不合理な税制度ということで、国税化ですとか消費税の問題、ふるさと納税ということで挙げられておりますけれども、やはりそうした制度上の問題があるということは私も思っております。その大本は、東京一極集中で、人・物・金がやはり東京に集まってきてしまっている、そして地方が疲弊してしまうということがあると思っております。そうした大本を改善していかなければ改善していかないと思うのですけれども、区のお考えを伺いたいと思います。

## ○黒田財政課長

まず、1点目のご質問の、区民生活を支えられるようにというようご指摘については、支えるためにも財源が必要ということでございますので、その財源の確保が課題だということでございますから、いろいろな福祉サービスを安定的に提供するためにも、確固たる財政基盤の確立ということが今回の趣旨かと思っておりますので、そういったためにも、どのようにして安定的に財源を確保していくかということが大きな課題と考えてございます。

雇用情勢につきましては、景気が悪くなりますと、今回ですと、例えば飲食店等が営業自粛ということになりますと、一定程度の補償はあっても、なかなか従業員の雇用を支えられないといったようなところが、今回、コロナの中では様々報道もされておりますので、やはり企業活動が活発に行われることが、いわゆる失業率の改善だったりということにつながっておりますので、景気の動向が非常に重要な要素であると考えているところでございます。

地域社会の会費につきましては、こちらは住民税の性格上、いわゆる均等割という制度がございまして、一定程度、均等割分については定額でございますので、そちらのところはご負担をいただくと。ただ、税制度の中で、当然、均等割が課税されない非課税の基準というものの中で定められておりますので、均等割があることが、排除の論理を取っているという税制ということではないと認識してございます。

不合理な税制度のところで、大本は東京の一極集中が問題ではないかというところでございますが、こちらは普通交付税の財源につきましては、先ほど申し上げたとおり、所得税でありますとか、法人税というところで、どこかが企業活動なりをして納税をしませんと地方交付税の原資が生み出せないとい

う中では、そういった制度の中でも、もともと東京での経済活動が地方の財源になっているという制度でございまして、そこにさらに上乘せしていく部分については、逆に東京都、いわゆる特別区の区域内の自治体についてはかなり影響が大きいというところで、不合理と申し上げているものでございまして、そういった意味では、一定程度、首都圏の経済活動というのは必要だと考えているところでございます。

#### ○のだて副委員長

一極集中のところでは、首都圏での一定の経済活動が必要だというのは、それは経済活動を否定しているものではありません。やはり一極集中し過ぎているということで、それによって地方からもどんどん集まってきて、地方が疲弊してしまっているということですので、そこがやはり大きな根本の問題だと私は考えています。

それから、景気のところでは、だからこそ安定した財源確保が必要ということですが、上下しないようにということで、やはり自治体としても努力していくということが、住民福祉の向上につながっていくということで、それでバランスを取っていくということだと私は思っております。

最後に意見を言わせていただきたいと思うのですが、先ほど来、ネーミングライツの話とかもありましたが、私は、ネーミングライツなどのそういったところは必要ないと思っております、やはりもともと税金として区民から支払っていただいているというものがあるわけですから、それに沿って区のやるべきことはやっていくということだと思いますので、ネーミングライツというのは必要ないと思います。

開発の政策がどうだったのかという話もありましたけれども、再開発を進めてきたというのは、私は間違いだと思っております。やはり住み続けてきた人たちもおりますし、再開発を進めて高収入の方々を呼び込むということになっていくと、今まで住んできた方々、あるいは低収入の方々はどうなってしまうのかと思いますので、そういう中で、やはり再開発で追い出される方もいらっしゃいますので、そういう開発はやめるべきだと私は思います。

#### ○つる委員長

財源確保について、そのほかございますか。

#### ○須貝委員

今までいろいろお話を聞きましたが、品川区でもそれぞれ様々なことをやっていて、やはり未収金、税金などもいろいろ回収の努力をしたり、それから広告収入、ネーミングライツ、ふるさと納税対策、クラウドファンディング等、様々やってきました。でも、今、お話があったとおり、聞いていますと、行き詰まり感がやはりあるのかと。やはり一番大きかったのがふるさと納税で、区民税が品川区からなくなってしまうということだと思います。

先ほど渡部委員からもありましたが、23区もふるさと納税による減収額を地方交付税で一部補填してもらおうようお願いをするべきではないかと思うのです。確かに地方と都心とは税収の額とかが違うかと思っておりますけれども、これがどんどん膨らんでいったら、やはり品川区といえども、いずれ追い詰められてくるのではないかと思います。

かといって23区、この品川区でふるさと納税で何か画期的なことができるのか。以前、提案もしましたけれども、ある区では電気製品、品川区でもし作れる場所があれば、それが地産地消でできるのかとか、それからレストランとか、あと、飛行機の模擬運転みたいな、ああいうパイロットのあれもできる。

でも、様々考えても、やはり品川区から持っていかれるふるさと納税額というのは相当大きいものがあると思うので、何か国のほうに訴えていかなければいけないのかなと。ここまで不公平税制が表に出

るということは、23区、品川区にとっても、今はいいかもしれないけれども、私は将来、危険水域に入ってきているのではないかと。若い人たちはやはり収入がそんなに伸びていないということで、幾らかでも少しでも節約志向というのはますます強くなると思いますので、その辺は区としても捉えていかなければいけないのかなと。

ただ、先ほど石田秀男委員からもありましたとおり、一部の方が再開発はまずいというお話もありましたが、やはり再開発をすることによって、私は安全なまちづくり、景観や住みやすさ、それから、そこに商業施設や病院等、そしてまた、交通の便がよくなるということで、ますます住みやすい品川区をつくって行って、そこにタワーマンションとかを造られて入られる方も便利になるし、そこに長年住まわれている方も便利になる。そして、安全なまちをこれからも品川区は官民を挙げてつくって行って、より住みやすくして、多くの方が品川区は便利だからこちらへ移り住もうというような、そういう方向性を日本全国に打ち出していくような政策を取っていただきたいと、今、思っております。その点についてご見解をお聞かせください。

#### ○黒田財政課長

まず、ふるさと納税による減収についてでございますが、地方の自治体ですと、その自治体の住民の方がどこかで寄附をされて減収になった場合については、地方交付税制度の中で75%補填されるというような仕組みです。減収分については補填されると。受けた寄附については、これは基準財政収入額には入りませんので、寄附は丸々収入になるという状況でございます。

特別区の区域については、東京都と合わせて普通交付税を算定するということですので、その中で、ふるさと納税の減収分についても、まだ財源不足ということにはなっていないというところで、全く補填されてないというところがありますから、地方からすると、東京もお金がなくなったら地方交付税が交付されるという理屈にはなるのですが、そのときに日本の経済がどうなるのだというようなところがございまして、そういった中では、持続的に品川区が活動できるような、品川区だけに限りませんけれども、特別区全体が活動できるような制度というところを求めていく必要があると考えてございます。

そこに関連しまして、先ほど再開発のご指摘もありましたが、当然、現在の税制度でありますと、住まわれる方、企業も、住んでいる自治体でありますとか、立地している自治体に対して税が歳入するという中では、やはり持続的に経済活動を行っていきまして、その中に住み続けていただくというところがまず必要であると考えております。その中では再開発等で、例えば、災害時の安全を確保するでありますとか、交通の便をよくするでありますとか、利便性を高めるというところは必要なところでございまして、そういった中で取り組んでいくべきものと考えているところでございます。

#### ○つる委員長

ほかにごございますか。よろしいですか。

ほかになければ、以上で特定事件調査を終了いたします。

---

### 3 その他

#### ○つる委員長

次に、予定表3、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

特にないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午後2時27分閉会